

NetAttest EPS Cloud サービス実施要領別紙

2020年2月6日 株式会社ソリトンシステムズ

1. サービスシステムの稼働監視

24時間365日とします（ただし3項の場合を除く）。

2. 本サービスの提供時間

24時間365日とします（ただし3項の場合を除く）。

3. メンテナンスおよび事前通知

当社がメンテナンスのために予め計画してサービスシステムを停止する場合、日時及び停止期間を、原則その10日前までに、Web ページやメール等にて契約者に通知します。

ただし、当社が緊急を要すると判断した場合は、事前の通知なくサービスシステムを停止する場合があります。

4. データ保管国

本サービスにおいて、お客様データを保管する可能性のある国は日本国となります。

5. データ消去要件

解約時は、当社サービスシステムにある契約者の情報を解約日から45日以内に消去します。

6. サービス提供終了時の事前通知

6ヶ月前までに Web ページやメール等にて契約者に通知します。

7. 当社が提供するソフトウェアのバージョンアップ

契約者は、当社からの連絡によりサービス指定ソフトウェアのバージョンアップ等を行うものとします。

当社は、サービスシステムのバージョンアップを必要に応じて行います。

8. サービス概要

本サービスは以下の機能を提供します。各機能の詳細はマニュアルをご参照ください。

- 1) 無線 LAN など 802.1x 対応機器との連携によるクライアント証明書を用いた認証（EAP-TLS）機能
- 2) サービスシステムにサービス利用デバイスを登録する際の申請/承認機能
- 3) 登録されたサービス利用デバイスに Soliton KeyManager、Safari（iOS/iPadOS デバイスの場合）を使用してクライアント証明書をインストールする機能
- 4) クライアント証明書の失効機能

本サービスの利用申し込みから利用開始までに要する期間の目安は5営業日です。

本サービスでは以下のオプションを選択できます。

1) 社内冗長オプション（最大250式まで）

契約者が指定した場所に社内冗長オプション装置群を設置し、インターネットを経由せずに EAP-TLS 認証を行う機能を提供します。本オプションの利用申し込みから利用開始までに要する期間の目安は、契約数により10営業日からとなります。

9. サービス指定ソフトウェア

本サービスで利用するサービス指定ソフトウェアは以下の通りです。

Soliton KeyManager (Android 用アプリ、Windows/macOS 用ソフトウェア)

10. ライセンス

本サービスのライセンスは、利用ユーザー数※に対応します。契約したライセンス数を超えるユーザーが利用する場合、ライセンスの追加が必要です。

※1 ライセンス契約につき、1 人のユーザーが本サービスを利用できます。

・本サービスの最小ライセンス数は 100、最大ライセンス数は 2000 とします。

追加・減数の単位は、100 ライセンスとします。

1 ユーザーID あたりの証明書発行枚数制限を指定できます (最大 4 枚)。

11. 本サービスの契約単位および最低利用期間

1) 契約単位は、1 ヶ月または 12 ヶ月とし、更新時は実施要領本紙に従った変更または契約更新しない旨のお申込みがない限り、前回同様の契約内容で自動更新となります。

2) 最低利用期間は、本サービス利用開始日の翌月から 3 ヶ月とします。

3) 原則、12 ヶ月を超える期間での契約はできません。

12. 本サービスの取得情報の内容と使用目的

本サービスでは契約者、サービス利用者に関連する以下の情報を取得します。

1) サービス利用申し込み時に取得する情報

利用申請書にご記入頂く各種情報です。サービスシステムの構成、取引の履行および販売情報管理、サポートサービスの提供、契約者への通知に使用します。また、当社に関連する製品・サービス・セミナー・イベントのご案内、アンケート調査や当社製品に関する各種協力のお願いに使用することがあります。

2) お客様管理者、サービス利用者が本サービスに保存する情報

サービスシステムが動作するための設定情報として使用します。以下の情報が含まれます。

・ サービス利用デバイス情報 (デバイスの製品名、バージョン、IMEI、UDID、MAC アドレス)

3) 本サービスのログに記録される情報

・ サービスイベントの監査、障害調査に使用します。以下の情報が含まれることがあります。

・ 証明機関に関するログ (証明書の DN、シリアル番号)

システムログ (管理者アカウント、操作端末の IP アドレス)

ユーザー認証に関するログ (ユーザーID、デバイスの MAC アドレス)

・13. サービス品質保証制度

1) 本サービスが提供する以下の機能について、利用可能な時間をサービス稼働時間とし、月間における稼働時間の割合 (稼働率) が 99.5%以上であることを保証します。

サービス利用デバイスの認証

サービス利用者 ID による証明書の取得

2) 当社の規定による測定の結果、特定の暦月においてサービス稼働時間が保証値未満となった場合、下記の定めに従ってサービス利用料金を契約者に返金します。但し、この返金額は、当該月のサービス利用額を上限とします。

サービス停止時間が 3 時間以上 3 日未満 (サービス稼働時間 99.5%~90%)	月額定価料金 (消費税は除く) の 10%
サービス停止時間が 3 日以上 15 日未満 (サービス稼働時間 90%~50%)	月額定価料金 (消費税は除く) の 50%
サービス停止時間が 15 日以上 (サービス稼働時間 50%~)	月額定価料金 (消費税は除く) の全額

この場合の返金は、契約者からの申請に基づき、当社にてサービス稼働時間の算定を行ったうえで、原則としてそれ以降のサービス料金請求時に請求料金から減額する形で行います。なお、返金処理の時点でサービス契約が終了している場合またはサービス料金を前払いしている場合など、今回の請求がないか、3ヶ月以上先となる場合は、契約者指定の口座への振り込みなどにより直接返金を行います。

- 3) サービス稼働時間は、以下の計算式により算定します。
- $$(\text{月間総稼働時間}-\text{月間累計障害時間})/\text{月間総稼働時間}*100$$
- a. 月間総稼働時間は、毎月の初日から末日までの時間とします。
 - b. 月間累計障害時間は、当社が運用するサービス監視システムの記録に基づき決定します。
 - c. 故障・障害に抛らないサービス利用中のサービスの停止時間はサービスの稼働時間に含むものとします。
 - d. 品質保証の基準値は暦月の初日から末日までの期間において測定します。
- 4) 品質保証の基準に該当する事実が以下の各号の事由により生じた場合には、免責事項となり品質保証の対象とはなりません。
- a. サービスシステムで使用している当社管轄外のシステム部分（データセンター、回線、他社クラウドサービス等）に起因して発生した場合。
 - b. サービスの性能・品質・セキュリティの向上のため、システムの停止を伴うメンテナンス（緊急メンテナンスを含む）を実施する場合。
 - c. サービスシステムの仕様によりフェールオーバーに伴う一時的な停止が発生した場合。
 - d. 天災・火災・戦争・テロなどにより障害が発生した場合。
 - e. DoS 攻撃やハッキングなどにより障害が発生した場合。
 - f. 契約に定める禁止事項・義務違反により障害が発生した場合。
 - g. サービスの導入に関連して発生した場合。
 - h. 稼働時間の算定がお客さまの計測のみにより認められる場合。
 - i. その他、不可抗力による場合。
- 5) 以下の各号のいずれかに該当する場合、品質保証及び減額・返金の対象となりません。
- a. 減額の対象となる本サービス利用契約が無償利用期間又はトライアルサービス利用時の場合。
 - b. サービス稼働時間に影響を及ぼさないシステム（管理系・監視系サーバー等）の故障又は障害。
 - c. お客様保有の機器、当社が提供しお客様環境に設置する機器、当社サービスシステムへの通信経路での障害など、当社が直接管理する設備以外に起因して発生した停止の場合。
 - d. 本サービスの機能が正常に提供されている状態で、お客様操作またはお客様からの指定により当社が行った操作に起因して停止が発生した場合。また、当社からお客様に通知した作業をお客様が行わなかったことに起因して停止が発生した場合。
- 6) 減額・返金を申請する場合、別紙「クラウドサービス減額申請書（以下、減額申請書）」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、減額申請書に記載された当社窓口まで郵送してください。
- a. 減額申請書は、障害の復旧日を含む 30 日以内(消印有効)に郵送してください。
 - b. 品質保証の違背が発生した機能ごとに毎月 1 回限り申請できます。
 - c. 申請書および必要書類については、調査および減額・返金処理のみに利用いたします。
 - d. 申請書および必要書類の返却は、いたしません。

14. 社内冗長オプションに関する特記事項

- 1) 社内冗長オプションを契約した場合、契約者が指定する設置場所に NetAttest EPS 機器、VPN 接続用機器を送付し貸し出します（以下、これらの機器を社内冗長オプション装置群と呼びます）。これらの機器の設置作業は契約者が行うものとします。
- 2) 社内冗長オプション装置群の VPN 装置と当社クラウドサービスネットワークとの間で確立する VPN 接続を使用して、社内冗長オプション装置群の障害検知、メンテナンスを実施します。
- 3) 社内冗長オプション装置群の障害が発生し、当社が社内冗長オプション装置群の機器を交換する必要があると判断した場合、当社は故障した機器の代替品を設置場所に送付します。故障した機器を代替品に交換する作業は契約者が行

うものとしします。契約者は故障した機器を交換完了日の翌日から 5 日以内に当社指定の送付先へ元払いで発送するものとしします。

- 4) 社内冗長オプション装置群の機器の故障などにより社内冗長オプションの機能が利用できない場合に備え、認証機器を適切な設定にして使用するものとしします。
- 5) 社内冗長オプション装置群が契約者の責により故障、紛失または、破損した場合は、契約者は、当社が社内冗長オプション装置群の再調達に費やした実費相当額を当社に支払うものとしします。
- 6) 社内冗長オプションを解約した場合は、契約者は解約日の翌日から 10 日以内に元払いで社内冗長装置群を当社へ発送するものとしします。

以上